

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第一章 総則		
<p>(目的) 第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p>1 「いじめは死につながる」ことについて いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）の整備にも影響を及ぼした本市のいじめ自死事案について、このたび和解に至りました。そして、和解における裁判所の判断として、「いじめを受けた児童及び生徒の担当教諭及びその他学校職員は、一般的に、いじめを要因として、いじめを受けた児童及び生徒の自死が生じうることを予見することができる状況にあった」とされています。 つきましては、第11条第1項に基づく国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」といいます。）（第1・6「いじめの理解」第1段落）における「生命又は身体に重大な危険を生じさせる。」の次に「特に、いじめを要因として、いじめを受けた児童生徒の自死が生じうる。」といった表現を加えていただきたく、また、暴力を伴ういじめであってもなくても「いじめが死につながる」ことを明確に記して下さるよう、ご検討をお願いします。 いじめを受けた児童生徒の自死が後を絶たない現状を踏まえ、それを防ぐことが学校の教職員に課せられた使命であるといえます。また、予見し得る立場でもあるといえます。このたびの和解事案を教訓として、改めて全国の学校関係者の認識を深めていただけるよう、切に願うものです。 （H27.3.30） 【参考】国の基本方針 第1・6 いじめの理解（第1段落及び追記案） 6 いじめの理解 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。特に、いじめを要因として、いじめを受けた児童生徒の自死が生じうる。</p>	<p>いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）が施行されて以後なお続く重大事態を検証する中で、学校及びその設置者のいじめ行為に対する重大性の認識が低いと、いじめを見過ごし重大事態に発展させてしまっている現状があります。つきましては、いじめ行為が児童生徒の生命や心に対して重大な影響、時には自死にまで至らせる行為であることを再認識するためにも目的の項目に下記の文言を追記していただければと考えます。</p> <p>【例】 第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持し、生命及び心身を保護するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p> <p>(追記) いじめを背景とした自殺等の重大事態が今もなお無くならない根源として、いじめ（暴力を伴わない）が死を招来しかねない非常に危険な行為であることの意識が教育現場に無いこと一番だと考えております。教育現場に危機感を持たせるためにも「いじめ行為は死を招来させる危険な行為」との具体的な記載を改正案に記していただくよう重ねてお願いいたします。</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p>法の定義が主観を軸に捉えた表現とされていることから、いじめを受けた児童等がいじめの存在を認めない場合、主観に依拠した捉え方がされてしまうと、いじめと判断されないおそれがあるといえます。 つきましては、要件の限定解釈を防ぐべく、法第2条第1項の定義中「感じているもの」の次に「（当該児童等が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童等であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）」を加える等の改定を施していただきますよう、ご検討をお願いします。 （H27.3.30） 【例】 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（当該児童等が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童等であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。</p>	<p>いじめの定義が不明瞭、曖昧なために、いじめの認識がされず放置されている現状があり、改善を求めます。</p> <p>(追記) 総務省の勧告にもあるように、教育現場では「法のいじめの定義を限定解釈」が行われ、その為に多くの子どもたちが現行法施行後も命を落としたり、長期にわたって学校に行くことが出来なくなっています。法文上でいじめ（暴力を伴わない）の定義を明確にする法文に改正して頂き、国の基本方針においても事例紹介などを通じて周知して頂きたい。国立教育政策研究所から発出されている出版物に有るよう、暴力を伴わないものがいじめで、暴力を伴うものはあくまでも暴力事件であることを明確にして頂きたい。</p>
<p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p>		
<p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p>		
<p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>		
<p>(基本理念)</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p>	<p>いじめが疑われる場合の放置をなくし、疑われる段階からの対処の徹底を図るため、法全般に関わる3条の基本理念に必要な事項を定めるべきと考えます。 法第3条第1項に、疑われる場合も対処する旨を追加し、次のように下線部分を追加し、改正することを、ご検討ください。 【案】 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、<u>いじめが疑われる場合には放置せず直ちに対処する等して</u>、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない (H30. 11. 19)</p>	

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。		【追記】 いじめを防止する為の対策を講じたり、実行することは学校、教育委員会の義務であることを明示し、履行しないことは即安全配慮義務に違反することを明記して頂きたい。
3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。		
【いじめの禁止】 第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。		
【国の責務】 第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	法第6条において、「国と協力しつつ」との文言が規定されており、一方、法第5条「国の責務」においては、地方公共団体との協力について定める規定がありません。「国と協力」する義務を負う地方公共団体としては、法第6条の「国と協力」の内容としてどのようなものが想定されているのかについて、法の運用にあたって明確にされることが望ましいものと考えます。 (H25.6.18)	
【地方公共団体の責務】 第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	【再掲】法第6条において、「国と協力しつつ」との文言が規定されており、一方、法第5条「国の責務」においては、地方公共団体との協力について定める規定がありません。「国と協力」する義務を負う地方公共団体としては、法第6条の「国と協力」の内容としてどのようなものが想定されているのかについて、法の運用にあたって明確にされることが望ましいものと考えます。 (H25.6.18) 地方公共団体を挙げていじめ対策に取り組むべきことを明記するため、法第6条に次の1項を加えることをご検討ください。 【案】 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校の設置者及びその設置する学校と地方公共団体の長との適切な役割分担の下で、地方公共団体を挙げていじめの防止等のための対策を講じる責務を有する。 (H30.11.19)	【追記】 地方公共団体の責務、義務とその範囲を明確にして頂きたい。この法の及ぶ範囲は地方公共団体を通じて学校及び教育委員会にまで及ぶ責務なのか否か。地方公共団体が学校及び教育委員会までもこの責務の範囲に入るのか。地教法との法の立付けの問題点はないのか。地方公共団体と学校及び教育委員会等との連帯責任は問えるのでしょうか。地方教育行政法との兼ね合いは？
【学校の設置者の責務】 第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。		学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」といいます。）が定められていながら、それが履行されず重大事態に発展させてしまっている状況から、学校の設置者は、その設置する学校が定める学校の基本方針の履行に対して、実効性を持たせるための指導・助言や、その執行状況について管理監督する責務を明確にする必要があると考えます。 【例】 第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務と第十三条に規定する学校いじめ防止基本方針の履行に伴う管理監督責務を有する。 【追記】 現行法施行後、地教法の改正後を見ても、総務省の勧告があらわすように教育委員会が「いじめ防止対策推進法」の積極的な運用と学校に対する指導・監督、評価、改善を行っていない例が多数あります。教育委員会の学校に対する法に基づく運用面での管理・監督、支持・指導の義務と責務を明確にして頂きたい。それらを怠り学校現場で重大事故が発生した場合の責務は学校と連帯する旨の記載をして頂きたい。 学校が設置者の指示・指導に従わない場合の、学校の安全配慮義務違反や懲戒対象を職責ごとに明確にして頂きたい。

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(学校及び学校の教職員の責務) 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>	<p>ある程度主観に頼らざるを得ない表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針（第1・7（2）「いじめの早期発見」）を引用した内容を法第16条第1項に明記して下さるよう、ご検討をお願いします。（法第16条第1項関連） （H27.3.30）</p> <p>【参考】国の基本方針 第1・7（2）いじめの早期発見の記載については、第十六条部分参照</p>	<p>学校の基本方針を学校は定めていながら、それが履行されず早々と形骸化してしまっている実情があります。学校及び学校の教職員は、法の理念を理解することはもとより、学校自身が定めた学校の基本方針を学校全体、及び児童生徒とその保護者への理解を深めることによって、いじめの未然防止が図られるものと考えます。そして、学校で得られたいじめの情報は家庭とも共有されることによって、家庭と連携して問題の解決がなされることから、以下のような文言を追記して頂きたいと考えます。</p> <p>【例】 第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、保護者に対して報告する責務を有する。</p> <p>（追記） 現行法施行後5年間を見ても、総務省の勧告にあるように学校現場で法に則した対策が講じられていなかったり、既に学校いじめ防止基本方針が形骸化しているケースが見受けられます。学校長をリーダーとして学校いじめ防止基本方針が正しく履行されていれば助けたられた多くの命や、不登校を余儀なくされている児童がいることを鑑みれば、学校や教職員が責務を全うしない、義務を履行しない場合の懲戒も法文に加えるべきだと考えます。</p>
	<p>教員の多忙化などを理由として、いじめへの対応が後回しとなることがないよう、いじめ問題への対応が最優先の事項であることを明確にするため、第8条に次のような1項を加えることをご検討ください。</p> <p>【案】 2 前項の責務は、児童等の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護するために、学校において最も優先されなければならない。 （H30.11.19）</p>	
<p>(保護者の責務等) 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p>		<p>学校からの報告がないために、加害生徒の保護者はそれを制止できず、被害児童の保護者は被害児童を保護できない状況があります。保護者は法第9条を履行できない状況にあります。</p> <p>（追記） この法文が、家庭に原因を押し付け、学校側の言い逃れの材料にならないようにする事を望みます。</p>
<p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p>		
<p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>		
<p>4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。</p>		
<p>(財政上の措置等) 第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		<p>財政上対策費の支出が困難な行政に対する財政支援を明確にする必要性があると考えます。</p> <p>（追記） 地方公共団体の規模によってとれる施策に差が出ていると感じております。財政面で余裕のない市町村でも、大都市部と同じ対策が講じることが出来る国からの措置の在り方を再検討して頂き、法文上に明記して頂きたい。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第二章 いじめ防止基本方針等		
(いじめ防止基本方針)		
<p>第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p>		<p>国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」といいます。）は、当該地域及び当該学校におけるいじめ対策の基本的なあり方を各地方、各学校の実情に応じ、いじめ対策の推進に資することを趣旨として策定されるものでありますが、岩手県矢巾町で発生したいじめを背景とする中学生の自死事案で問題となったように、国の基本方針の実効性が十分に担保されていない実態があります。実効性を担保するため、国の基本方針の履行状況を外部から客観的にチェックするシステムが必要であると考えます。</p>
2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。		<p>保護者として子女による又は子女に対するいじめ防止対策に協力すべき立場からすれば（法第9条参照）、保護者としても国の基本方針を可能な限り理解した上で、学校等との信頼関係に基づきいじめ防止対策に協力することが期待されます。また、学校のいじめ防止対策について客観的な立場からチェックを行い、国の基本方針の履行状況を精査確認することも保護者には期待されるべきところであります。そこで、いじめ防止対策に協力し、あるいは国の基本方針の履行を客観的にチェックするといった役割を果たす上で、国の基本方針が保護者その他関係者にも十分に開示され、その趣旨、具体的な内容などが周知徹底されることが望ましいと考えます。</p>
一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項		
	<p>いじめを未然に防止し、また、早期かつ確に対処するためには、教員がいじめへの対処に関する知識・能力を有し、日々それを向上させ続けることが不可欠です。そのためにも、教員に対する継続的な研修プログラムが必要であると考えます。国の基本方針に、研修の対象、回数等を含む、具体的な研修プログラムの例示等を盛り込むことをご検討ください。</p> <p>【参考】（大津市における教員に対するいじめ対策等に関する研修プログラム） 階層、専門性別に、いじめ対応、生徒指導等に関する研修をプログラムしている。</p> <p>若手教員対象：初任者から6年経験教員まで年次的に11回（必修） 中堅教員対象：3回（必修） 専門教員（いじめ対策担当教員等）対象：それぞれの専門に応じ、最大9回（必修） 養護教員対象：子どもの思いを受け止められるスキルや多様な課題への対応力向上を目的に、「こころとからだの先生」研修（全13回） 全体研修：1回（必修） 全校研修：3回（必修）</p>	<p>なお、現実的には各自治体や各学校で策定されたいじめ防止対策基本方針がインターネットなどを通じて開示されている例も少なくありません。しかし、いじめ防止対策にとって最も重要な基本方針を示すものである以上、単にインターネット上で開示するにとどまらず、説明会の場などを利用して保護者に内容を周知徹底し、地方の実情に応じて可能な限りその情報提供に努めることが望ましいと考えます。特に、いじめ防止対策は学校や教育委員会としての責務にとどまらず、保護者にもいじめ防止に一定の役割が期待される以上、いじめ防止の基本となる方針を各当事者で共有し、いじめ対策が可及的に実現できるような条件を整備する必要があります。以上のとおり、国の基本方針については単にこれを策定するにとどまらず、これを開示し、周知徹底を図ることも同時に留意されるべきであります。</p> <p>国の基本方針の履行について責任の所在を明確にすることで、その形骸化を防止するよう運用を改善する必要があると考えます。</p> <p>（追記） 国の基本方針が正しく理解されず、独自の運用をしていたり、また履行しない地方公共団体に対して勧告・指示・命令が出来るようにして頂きたいのと、それに従わない場合の対応策をご協議頂き法文化して頂きたい。</p>
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項		
(地方いじめ防止基本方針)		
<p>第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>基本方針は、国（義務）、地方公共団体（努力）、学校（義務）のそれぞれが定めることとされています。国の基本方針は、地方公共団体に適用されますので、独自に定めない地方公共団体は国の基本方針に基づきいじめの防止等の対策を講じることとなりますが、その場合、国の基本方針（第2・2「いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策」）の項目については、実効性が担保されないおそれがあるといえます。</p> <p>更には、地方公共団体ごとに国の基本方針を参酌・検討の上、方針を策定する作業が生じることで、いじめの防止等の対策への理解と主体性が増すものと考えます。</p> <p>地方公共団体による地方いじめ防止基本方針（以下「地方の基本方針」といいます。）の策定が義務付けられますよう、ご検討をお願いします。</p> <p>（H27.3.30） 【参考】国の基本方針 第2・2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき項目（項目のみ記載） （1）いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等 （2）地方いじめ防止基本方針の策定 （3）いじめ問題対策連絡協議会の設置 （4）法14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置 （5）地方公共団体等が実施すべき施策（その他、いじめ防止等のための財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める等、法の求める施策を多数列挙）</p>	<p>現行法では地方の基本方針の策定は努力義務とされていますが、策定が不徹底である現状に鑑み、義務的な策定を検討すべきと考えます。</p> <p>（追記） 地方公共団体の策定した地方いじめ防止基本方針の実行・履行に対して何等責任と権限が明確化されておらず、既に形骸化している自治体が多いのではないのでしょうか。地方自治法、地方教育行政法等との法の立つつけとの関連性についてご議論をお願いしたい。 地方公共団体の学校及び教育委員会に対する管理監督の責務と権限の明確化が必要。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(学校いじめ防止基本方針)</p> <p>第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>		<p>(追記)</p> <p>学校いじめ防止基本方針は全学校で策定されておりますが、全学校でそれらが確実に履行されていない状況が今も無くならない事がいじめ問題を解消出来ない根源でもあると考えられます。</p> <p>学校、教職員の意識が変わらない限りいじめ問題が無くなることはありません。</p> <p>総務省の勧告にも記載されている、「法務省は、学校におけるいじめ事案について、学校で発生していること、加害児童生徒に対する指導・教育は、第一義的には教育現場の責任であり、教育現場に委ねるのが相当と考えられることから、学校側(通常は校長)の児童生徒に対する安全配慮義務違反としている。」とのことから分かるように、対応しないことは配慮義務になる事だと明確に法文上に記載して頂きたいと考えます。</p>
<p>(いじめ問題対策連絡協議会)</p> <p>第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p>	<p>法第14条第1項において、「条例の定めるところにより」と規定されているが、大津市では、いじめの防止に関する条例において設置規定がなくても、既に関係機関との連携協力会議を実施しており、条例の定めがなくとも、いじめ問題対策連絡協議会の設置は可能であると考えております。法第14条第1項は、条例に基づくいじめ問題対策連絡協議会の設置を義務付けるものではありませんが、あえて「条例の定めるところにより」と規定した趣旨について、本法の運用にあたって明確にされることが望ましいものと考えます。</p> <p>(H25.6.18)</p>	<p>(追記)</p> <p>教育委員会が学校を監査、管理、指示・指導できない現状を鑑みて、この「いじめ対策連絡協議会」が法の実効性を担保する組織としての責任があることを明記して頂きたい。この組織は学校にいじめを訴えても対応してもらえない被害児童の救済組織であるとともに、法を浸透させるための学校・教育委員会に対する監査・監督義務を負い、従わない学校や教育委員会、地方自治体に対して勧告・指示・命令が出来る権限を与え、その内容を逐次国へ報告する義務を与えてほしいと考えます。</p> <p>首長部局にいじめ問題対策連絡協議会を置くことを義務付けて頂きたい。</p>
<p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>		
<p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第三章 基本的施策		
<p>(学校におけるいじめの防止) 第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p>		<p>(追記) 「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止基本方針」、いじめに対する啓発活動については定期的に行うことを義務付けられないか。最低でも年1回から2回、年度初めには必ず児童とその保護者に対して行うべきと考えます。</p>
<p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>(追記) 児童に対するいじめ防止の啓発や啓蒙が各学校ではまちまちで、いじめとは何を指し、いじめ行為が及ぼす影響が重大であることの周知が徹底されていない状況が教職員にいじめ問題に対する危機管理が生まれない原因であると考えます。 最低でも年度替わりの時期に学校は児童や保護者に対して「いじめ防止対策推進法」並びに「学校いじめ防止基本方針」の啓蒙を図るとともに「いじめ行為」は絶対にしてはならないとの周知徹底を図ることを法文上に明記して頂きたい。</p>
<p>(いじめの早期発見のための措置) 第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>国の基本方針（第1・7（2）「いじめの早期発見」）を引用した内容を法第16条第1項に明記して下さるよう、ご検討をお願いします。このことにより、学校の教職員によるいじめの能動的かつ積極的な認知を促し、早期対処と重篤化の防止につなげるべきと考えます。 (H27.3.30) —地方公共団体の長の下に一元化したいじめに係る情報について、必要な調査、支援等を行う組織は、相談窓口と同様、教育委員会から独立した執行機関である地方公共団体の長の附属機関として設置し、常設の第三者組織とすることが望ましいと考えます。 —つきましては、このような本市の取組を、法ないし国の基本方針の検討にあたり、参考にしていただければと考えます。 (H27.3.30) 【例】 第十六条 学校の設置者並びにその設置する学校及び学校の教職員は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に児童等と関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努めるとともに、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。 【参考】国の基本方針 第1・7（2）いじめの早期発見（第1段落） いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。</p>	<p>定期的な調査（アンケート等）を行った後は、そこで得られたいじめの情報を逐次学校の設置者と家庭に報告する必要があると考えます。いじめ行為の解決にあたっては、学校の設置者及びその設置する学校と、児童生徒とその保護者の三位一体で解決していくことが必要不可欠であり、早期解決をしていくためにも入手した情報の家庭への提供や学校の設置者への提供も定める必要があると考えます。 また、報告を受けた学校の設置者は、管理監督義務を負う学校の中で起きたいじめ問題の兆候を速やかに共有し、適宜適切な指導・助言を与えることこそが学校の問題の抱え込みや、問題の重大事態への発展を防げるものと考えます。 第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じ、そこで発見された些細ないじめの兆候であっても学校は学校の設置者に対して報告する責務を負うものとする。 (追記) 必死の思いでアンケートにSOSを発信しても、アンケートを検証する人物にその発見能力が無かったり、アンケート自体が既に形骸化している学校が存在していることは総務省の勧告の中にも記載されています。アンケートで助けを求めても何等救済措置を取ってくれない絶望感は想像を絶します。その為にもアンケート内容の画一化やアンケート内容の検証を行う望ましい担当者（学校長は必須とすべき）についてガイドラインに明示するとともに、その運用に対する責任を明確にすべきと考えます。ご議論お願いいたします。</p>
<p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>いじめの被害者が、学校等に相談できないケースについても受け入れ、支援することができるように、いじめに関する相談窓口を地方公共団体の長の下等、学校とは別の機関に設けるなど、本市の取組を参考例とした相談体制の整備について、ご検討をお願いします。 (H27.3.30) 多様な相談窓口を整備することにより児童等が相談しやすい体制を整備するために、SNSを活用した相談体制事業に今後も注力いただくとともに、教育支援体制整備事業費補助金等を通じ、SNSを活用した相談体制の構築に取組む地方公共団体等へのご支援を、継続、拡大くださいますようお願いいたします。 (H30.11.19)</p>	<p>(追記) 体制の整備に対する国財政面での措置の在り方についてご議論お願いいたします。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。</p>	<p>学校・教育委員会において相談体制を整備する必要がありますが、それに加えて、二重三重の救済システムの構築を図るため、学校・教育委員会と離れた立場でいじめの被害者を支援する体制の整備が求められるといえます。 【再掲】いじめの被害者が、学校等に相談できないケースについても受け入れ、支援することができるように、いじめに関する相談窓口を地方公共団体の長の下等、学校とは別の機関に設けるなど、本市の取組を参考例とした相談体制の整備について、ご検討をお願いします。 (H27.3.30)</p>	<p>(追記) 考えられないことですが、学校や教育委員会にいじめ被害を通報しても取り合わず、問題を放置する事案が多く出ています。そのような場合、被害児童やその保護者に対する救済措置についてご協議お願いいたします。 相談体制を作ることは義務！相談を受けることも義務！適切な対応、子どもが学校に行けるようにすることも義務にして頂きたい。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。		
（関係機関等との連携等） 第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。		（追記） 連携体制の整備について義務化することを検討して頂きたい。
（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上） 第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。	本市においては、心理、福祉等に関する専門的知識を有する有能な人材が不足しており、法が施行され全国でかかる専門家の関与が義務付けられるとすれば、他の地方公共団体においても人材の確保が問題となり得ます。また、本市においては、平成25年度から、各小中学校において専属のいじめ対策担当教員を設けるための臨時講師の雇用、及び養護教諭の複数配置を行い、そのために約2億4千万円の予算を措置しましたが、継続的にかかる措置を行うことの財政的負担は大きいものがあります。そこで、人材の確保については、国の義務として、人的支援及び財政的支援について、ご検討をお願いします。 （H25.6.18） 教員養成課程において、いじめに的確に対処するためのスキルが習得されるよう、法第18条の第1項として、次のような1項を加えることをご検討ください。 （現在の第1項・第2項は繰り下げ） 【案】 第18条 国は、教員を志望する者が、その就学課程においていじめに的確に対処するために必要となる技能の習得が図れるよう、必要な措置を講ずるものとする。 （H30.11.19）	「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるもの」「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」（以下、「専門的知識を有する者等」といいます。）、いずれの確保も、地方の実情によって困難を伴う場合が散見されます。小規模な自治体では人材確保が困難であり、周辺自治体や都市部に対して人材の確保を依存せざるを得ない現状があります。また、専門的知識を有する者等を確保することの重要性が十分認識されていない地域も存在します。専門的知識を有する人材の確保と情報提供を通じて地方ごとに著しい人材の偏在が生じないよう配慮する取り組みが必要と拝察されます。そのため、人材の確保及び情報提供に関して、国において一定の積極的な役割が必要と考えます。 （追記） 地方公共団体の規模によってとれる施策に差が出ていると感じております。財政面で余裕のない市町村でも、大都市部と同じ対策が講じることが出来る国からの措置の在り方を再検討して頂き、法文上に明記して頂きたい。
2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。		
（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進） 第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。		インターネットを通じてなされるいじめ（以下、「ネットいじめ」といいます。）の態様は極めて多岐にわたっており、その実態把握は困難を極めるのが実情です。ネットいじめは、物理的な有形力を伴わないことなどの特徴から加害者においても罪悪感を抱き難く、また、学校や保護者も加害行為の把握が困難であります。学校、保護者、児童等の各当事者において、ネットいじめに関する知識が十分に共有されるよう、学校設置者による単なる「啓発活動」にとどまらず、より積極的な「教育活動」が望まれます。条文上、教育的効果を伴う啓発活動が予定されていると考えられますが、端的に教育活動という表現で、その重要性を全面に強調すべきであると考えます。
2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。		
3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。		（追記） 法務局に相談しても適切に対応してもらえなかった。（尾道事案） 県の弁護士会に人権救済の申し立てをしても適切に対応してもらえなかった。（鹿児島出水） 迅速な対応が必要不可欠ないじめ事案にもかかわらず、いじめ被害が起きた時や重大事態が起きた際に学校側が適切な対応を取らない場合などには法務局を被害者の相談・救済窓口として確立して頂きたい。具体的には被害者への法に基づくアドバイスや被害者やその保護者と共に学校側への救済の申し立て。重大事態発生時の学校側との調査の折衝や交渉、指示や指導・助言など、学校側の速やかな対応を促す初期のアドバイザー的な役割を担わせてほしい。 多くの被害児童やその保護者は学校側の遅い対応に困窮している状況が多く、何処に相談していいかわからず困っているケースが多い。また被害者の希望によっては代理人弁護士の紹介等も行って頂きたい。

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)</p> <p>第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p>		<p>国では、国立教育政策研究所のような専門的な研究機関を通じて調査研究及び検証が実施され、その成果が各地方自治体あるいは各学校に発出されているところがありますが、実際には当該成果を現場で普及しないし活用していると積極的に評価できるだけの事例が乏しいのが実情であります。事実、大津のいじめ事案では国立教育政策研究所のいじめ防止に関するパンフレット等の資料が事件発生直前に当該学校に送付されているが、いじめ対策に何ら活用されることがないまま自死を見送る結果となりました。国で積極的な調査研究等が実施されながら、各地の学校現場でその成果が活用されないのであれば、いじめ防止対策の発展を期待することはできません。調査研究及び検証の成果を普及することにとどまらず、その普及に見合った各学校及び教職員の受け入れ態勢（例えば、これら成果を踏まえた研修、講習、模擬授業等）を充実させ、当該条文の趣旨目的を達成させる必要があると考えます。</p> <p>(追記)</p> <p>これまでも多くの第三者調査委員会による調査がなされてきましたが、その調査の在り方や報告書の内容、その後の被害児童やその保護者に対する救済の在り方や学校の改善経過を検証することはほとんどありませんでした。例えば総務省の勧告にもあるように、生命心身財産重大事態の報告書では最小3ページから最多212ページ、不登校重大事態では最小1ページから最多65ページと地域や事案によってその報告書の内容には格差があり、「調査報告書は、いじめの重大事態の全容解明と再発防止を目的とし、重大事態の発生原因の分析、問題点等を明らかにした有用な財産である」とされているが、現状はそれには程遠いものがある。法においては重大事態発生時の調査報告書の作成と地方公共団体の長や教育委員会を通じて県教委、県教委から文科省に報告することを義務として頂きたい。その報告書がその後の学校現場の改善や地方公共団体や教育委員会において予防・防止のために活用されるようにして頂きたい。国においてはその報告書を調査・研究をし、いじめ行為が被害児童の精神を崩壊させ、不登校や時には自死に至らせるメカニズムの究明を図るとともに、いじめを起こしてしまう加害生徒の研究を行い、その調査結果を現場に下して再発防止やいじめの早期発見、教員の指導マニュアルに活用するPDCAをしっかりと確立していくことを義務付けてほしい。</p>
<p>(啓発活動)</p> <p>第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>		<p>繰り返しになりますが、いじめ行為は即座に生命に対して危険を及ぼす苛烈な行為であることを法で示すことが、いじめに対する意識の低い学校やその設置者の意識改革に繋がり、国及び地方公共団体もそれらの意識を持たせるような啓発活動を行って頂きたいとの考えから、下記のような文言の追記をお願いします。</p> <p>【例】</p> <p>第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身と生命に重大な危険を及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>(追記)</p> <p>いじめ行為（暴力を伴わない）は被害に遭った児童の心を崩壊させ、時には不登校状況に陥り、最悪の場合には自死を招来させる非常に危険な行為であることを最低毎年度交替りに児童やその保護者に法や基本方針を通じて周知することを義務付けて頂きたい。いじめ行為を未然に防ぐためにも、学校や教職員に危機管理体制を持たせるためにも必要であると考えます。15条同様義務化をお願いいたします。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>第四章 いじめの防止等に関する措置</p>		
<p>(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)</p> <p>第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>【再掲】本市においては、心理、福祉等に関する専門的知識を有する有能な人材が不足しており、法が施行され全国でかかる専門家の関与が義務付けられるとすれば、他の地方公共団体においても人材の確保が問題となり得ます。また、本市においては、平成25年度から、各小中学校において専属のいじめ対策担当教員を設けるための臨時講師の雇用、及び養護教諭の複数配置を行い、そのために約2億4千万円の予算を措置しましたが、継続的にかかる措置を行うことの財政的負担は大きいものがあります。そこで、人材の確保については、国の義務として、人的支援及び財政的支援について、ご検討をお願いします。</p> <p>(H25.6.18)</p> <p>本市における法第22条の組織は、全市立小中学校に常設の「いじめ対策委員会」です。学校内外でのいじめの疑い事案の情報が、週数回の頻度で開催される同委員会に集約される仕組みが確立されており、事案ごとの対応方針の検討を経て、適時適切な組織対応につながられています。</p> <p>同委員会の要となるのが、本市独自の「いじめ対策担当教員」です。学校におけるいじめ対処の中心的役割を担う教員として専任化（一部は他業務との兼務有り）したもので、学級担任等からのいじめの疑い情報を集約し、組織対応につなげるほか、自ら校舎内外を巡回し、子どもの様子を把握するなどして早期発見に努めています。いじめの疑い・認知件数は年々増しており、早期発見・早期対処の仕組みが確立されつつあります。こうした取組は極めて有効であると考えことから、実効性のある組織と専任のスタッフが全ての学校で常設されるようご検討ください。</p> <p>(H30.11.19)</p>	<p>法第22条に定める組織の設置を義務化し、教職員のいじめに対する認識とその対応方法の向上と、同組織が学校の基本方針の推進を進める組織としての位置づけを明確にすることが重要であると考えます。</p> <p>(追記)</p> <p>22条のいじめ対策委員会の目的はいじめの未然防止への学校の取り組みの策定や事案対処、学校いじめ防止基本方針が適切に履行されているかその確認と評価、見直しなどをする組織だと認識しておりますが、実際には委員会が作られただけで、本来の目的を完遂するまでには至っていないと考えます。教育委員会と並行して学校内におけるいじめ対策の実行状況を監査・管理・調査・検証する義務があることを法文上で明確にして頂きたい。</p>
<p>(いじめに対する措置)</p> <p>第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p>	<p>いじめの相談を受ける上では、守秘義務に基づく相談者との信頼関係が最も重要であるところ、学校への通報義務が課されれば、かかる守秘義務や相談者との信頼関係を維持することができず、その結果として、学校以外に子どもや保護者が相談できる機会の確保や学校以外の相談機関による救済を困難にするものであります（特に、子どもからの相談は誰にも言わないでほしいというものが多く、誰にも言わないという信頼関係がなければ、子どもからの相談自体が寄せられなくなるものと思われまます）。したがって、学校への通報義務を課することは適当ではないと考えます。</p> <p>(H25.6.18)</p> <p>受身で対応するような表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針（第1・7（2）「いじめの早期発見」）を引用した内容を法第16条第1項に明記して下さるよう、ご検討をお願いします。</p> <p>(H27.3.30)</p> <p>【参考】国の基本方針 第1・7（2）いじめの早期発見の記載については、第十六条部分参照</p>	<p>岩手県矢巾町で発生したいじめを背景とする自死事案では、町教育委員会が、いじめは解消すれば事案としてカウントしない扱いとしたことに象徴されるように、いじめ行為及び被害等の認定が恣意的な判断に委ねられた結果、いじめ事案の過小評価、見逃しといった問題に発展しました。条文上、学校及び教員等の主観的判断に依拠することが前提とされていますが、主観的判断を尊重するだけでは矢巾町のように事案の過小評価、見逃しといった従来指摘されてきました深刻な問題点を根本的に解消することには寄与しません。主観的な判断を可能な限り排除し、客観的にいじめ被害が疑われる場合には学校等による積極的な対応が実施されるよう明確化することが望ましいと考えます。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p>	<p>法第23条第3項の運用が後回しとならず、事実確認・支援等の一連の対処が「速やかに」されることになるよう、法第23条第2項と第3項を1つの規定としてまとめていただくことについて、ご検討をお願いします。 (H27.3.30)</p> <p>【例】 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。この場合において、学校は、いじめの事実の有無の確認を行うために講じた措置について、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>ある程度主観に頼らざるを得ない表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針（第1・7（2）「いじめの早期発見」）を引用した内容を法第16条第1項に明記して下さるよう、ご検討をお願いします。（法第16条第1項関連） (H27.3.30)</p> <p>【参考】国の基本方針 第1・7（2）いじめの早期発見の記載については、第十六条部分参照</p> <p>学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教委に報告することとされています。教委との情報共有・連携は、結果が得られて学校から報告されるまでの間は行われないうこととなり、学校任せの対応となりかねないと考えます。 よって、結果が得られるか否かにかかわらず、並行して教委への報告を義務付けるよう、法23条第2項の規定中、「その結果」を削除することをご検討下さい。 (H30.11.19)</p> <p>学校・学校の設置者による情報共有及び組織対応の不徹底を排し、また、その義務及び責任をより明確にすべく、法第23条第2項及び法第24条の文末を「するものとする」から、より強い義務付けを意味する「しなければならない」とすることをご検討ください。 (H30.11.19)</p>	<p>学校がいじめの確認を行っている間に重大事態に発展していることや、学校の主観で解決したと考えたときは学校の設置者に報告されていない状況から、いじめの疑いを持った時点で問題行動報告書を作成するとともに、学校の設置者に報告するよう定めて頂きたいと考えます。</p> <p>【例】 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、直ちに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>（追記） 通報しても学校が速やかに対応しない場合や、その結果を設置者に報告しない場合の被害児童の救済措置についてご議論をお願いします。 それらの対応を行わない学校や教職員に対する安全配慮義務違反を明確に法文上に記載して頂きたい。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p>	<p>【再掲】法第23条第3項の運用が後回しとならず、事実確認・支援等の一連の対応が「速やかに」されることになるよう、法第23条第2項と第3項を1つの規定としてまとめていただくことについて、ご検討をお願いします。 (H27.3.30)</p> <p>【例】 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。この場合において、学校は、いじめの事実の有無の確認を行うために講じた措置について、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>ある程度主観に頼らざるを得ない表現であり、いじめの疑いの段階では発動しないことも問題となり得ることから、国の基本方針（第1・7（2）「いじめの早期発見」）を引用した内容を法第16条第1項に明記して下さるよう、ご検討をお願いします。（法第16条第1項関連） (H27.3.30)</p> <p>【参考】国の基本方針 第1・7（2）いじめの早期発見の記載については、第16条部分参照</p>	<p>学校におけるいじめを発見した後の指導及び解決方法が確立をしていないために、加害児童が被害児童に謝罪させれば解決したとの判断をしている学校があります。多くはその後の加害児童のいじめが苛烈化し、被害児童が自死していることから、教職員の個人的、主観的判断でいじめの解決を判断するのではなく、いじめを受けていた被害児童自身の問題が解決したとの申告をするまで、つまり被害者の目線で事態が解決されるまで、学校やその設置者、保護者の見守りを継続するような文言にして頂きたいと考えます。例えば、いじめが報告された「問題行動報告書」の書面に児童生徒とその保護者が記載できるようにすることも一つの方法と考えます。</p> <p>【例】 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、いじめの問題が解消したと、いじめを受けていた生徒やその保護者の確認が取れるまで保護を継続するとともに、その再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p> <p>（追記） 上記2項同様、学校が被害児童を放置するような場合は安全配慮義務違反にあたることを明確に法文上に記載して頂き、かつ被害児童の救済措置についても明記して頂きたい。</p>
<p>4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>（追記） この措置が取られた学校は少ないのではないかと思いますのご確認お願いいたします。 ほとんどの場合、被害児童は学校に行けなくなり不登校児になります。加害児童は何ら懲戒を受けることなく授業を受けてるケースがほとんどだと思われます。ご確認いただいた上で、いじめ被害に遭っている児童が安心して教育を受けられるための救済措置をご議論お願いいたします。</p>
<p>5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>学校の保護者に対する情報提供は当然必要であるが、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」情報共有がなされるわけではありません。むしろ、実態としては、保護者に情報提供することによって、保護者間の争いが生じることもあります。しかしながら、保護者間の争いが生じたとしても、学校は保護者に情報提供することが必要であり、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」との文言を情報共有等の措置のための目的として規定することは難しいものと考えます。 (H25.6.18)</p>	<p>学校は、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずることが予定されていますが、その情報提供の趣旨目的は条文上、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることの防止にあるとされています。他方で、いじめ防止対策には加害者に対する積極的な指導が望ましい事例もあり、加害者に対して当該事案で問題となった事実関係について向き合い、内省を深め、再発防止及び人格形成に役立てるという観点からの情報提供も、紛争予防という目的と同様に重要な意味を持ちます。加害者に対する指導監督といった教育目的からの情報提供も法文上可能となるよう、明確化されることが望ましいと考えます。</p> <p>（追記） 法文上の「争いが起きることがないよう」との文言が学校側の積極的ないじめ問題解決を阻害する1要因になっていないか検証して頂き、児童の安全と安心、生命を最優先に考える措置を取ることを義務付けて頂きたい。保護者の争いよりも児童の生命最優先にして頂きたい。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>		<p>いじめ行為は客観的、典型的に犯罪行為に該当する場合がありますが、非定型的、非可視的な場合も少なくありません。本条ではいじめ行為が犯罪構成要件に該当する場合を念頭に置いています。いじめ行為が多義性、多様性を勘案すれば、犯罪行為に該当する場合以外にも児童等に対する深刻な心身への影響が懸念される場合もあり、このような場合にも外部の積極的な関与、協力が必要とされます。少年事件では虞犯性が問題となる場合があります。いじめ行為が当該少年の虞犯性を徴表する場合もあります。このような場合では犯罪行為が実際に実行されたわけではありませんが、関係当局との連携等が必要となる場合も考えられますが、本条の明文を反対解釈すれば、いじめ行為から少年の虞犯性が明らかに認定される場合でもあっても学校等は関係当局に通報する等の積極的対応を執らずにいてもよい、という結果を招きかねません。かかる反対解釈がなされ、いじめ行為から虞犯性が明らかに認められる場合でも学校等が積極的に対応することが必要ではないかと考えます。</p> <p>(追記) 発見したいじめが犯罪にあたるか否かを学校サイドで判断するのではなく、判断も含めて警察署に常に相談できる体制づくりを義務付けて頂きたい。</p>
	<p>学校内での情報共有や組織的対応に関する課題を解消するには、いじめの疑い(法第23条第2項)の段階から、法22条に規定されるいじめの防止等の対策のための組織を有効に機能させる必要があると考えます。 第23条に、学校が講ずるいじめに対する措置については全て、法22条に定める組織を活用する必要があるとする、次のような1項を加えることをご検討ください。 【案】 7 第2項から前項までのいじめに対する措置は、前条に定める組織による検討を経た上で、講じられなければならない。 (H30. 11. 19)</p>	
<p>— —</p>	<p>学校におけるいじめへの的確な対応について、校長が責任を持って対応するために、校長の責任の明確化が必要であると考えます。 法第23条の次に次の1項を加えることをご検討ください。 【案】 (校長の監督責任) 第23条の2 前条に定める学校による措置は、校長の責任において、適時適切に行われなければならない。 【参考】学校教育法37条4項：校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 (H30. 11. 19)</p>	
<p>(学校の設置者による措置) 第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>	<p>【再掲】学校・学校の設置者による情報共有及び組織対応の不徹底を排し、また、その義務及び責任をより明確にすべく、法第23条第2項及び法第24条の文末を「するものとする」から、より強い義務付けを意味する「しなければならない」とすることをご検討ください。 (H30. 11. 19)</p>	<p>「必要に応じ」との文言が、学校の設置者の行動を遅らせています。法施行後の重大事態においても、学校の設置者はその重大事態の端緒を把握しておらず、学校とともに常にいじめ問題に対応しているとは思えません。受動的な表現から能動的な表現に変えて頂きたいと考えます。</p> <p>【例】 第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、常に、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p> <p>(追記) 学校から設置者への報告は必ず義務とし、些細なことであっても学校サイドで報告すべきか否かを判断するのではなく、発生後速やかに全て設置者に報告するよう義務化して頂きたい。 報告があった場合の設置者の対応も速やかに行い、学校と協力して調査・解決にあたるよう義務付けて頂きたい。情報共有と誤った対応を防止して頂きたい。</p>
<p>(校長及び教員による懲戒)</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。		(追記) 25条の懲戒が適切に行われていないために被害児童が不登校状態になることが余儀なくされている。これらの懲戒を行わない、また被害児童を救済する為の適切な措置を取らない学校、教職員に対する懲戒についてもご議論お願いいたします。

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(出席停止制度の適切な運用等)</p> <p>第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。</p>		<p>(追記)</p> <p>上記25条同様</p>
<p>(学校相互間の連携協力体制の整備)</p> <p>第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
第五章 重大事態への対処		
<p>(学校の設置者又はその設置する学校による対処)</p> <p>第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p>	<p>（重大事態への対処につきましては、）法第28条に基づく調査が原則であり、附属機関による調査が二次的かつ任意的なものとしてされています。しかし、本市の大きな反省としては、平成23年の事件について、当該学校及び教育委員会の調査が不十分であったことがあります。このような反省を踏まえれば、重大事態については、法第30条第2項に定められる附属機関、すなわち外部の専門家で構成される第三者機関による調査を義務付けるべきであります。また、迅速かつ十分な調査を可能とし、調査が重複することによる子どもの負担（複数回の聴き取り等）を避けるためには、かかる第三者機関による調査を二次的なものではなく、重大事態発生後に直ちに行う一次的な調査として位置づけるべきであります。外部の第三者機関の設置に際して、委員の選任等において公正性・中立性が確保されなければならないことについても、法又は法に基づく文部科学省の指針等において規定されるべきであると考えます。</p> <p>（H25.6.18）</p> <p>法第30条第2項の再調査に限らず、法第28条第1項の調査についても、地方公共団体の長が実施主体となることのできるよう、法に規定を設けることについて、ご検討をお願いします。</p> <p>（H27.3.30）</p> <p>子どもの自殺が起きたときは、学校・教育委員会から独立した中立的な機関において、中立的かつ専門性を有した委員による調査が実施されるべきであると考えます。</p> <p>（H25.8）</p> <p>適切な事後対応を行うことについて</p> <p>和解調書の謝罪事項には、事後対応に関して、学校については、①調査委員会設置に関する説明の欠如、②調査の打切り、教育委員会については、③不適切な対応（不十分な事実把握をもって事態の収束を図ろうとしたこと等）、学校及び教育委員会に共通する事項としては、④事実解明の不徹底、⑤遺族を尊重した対応の欠如があげられています。</p> <p>いずれも、平成23年6月文部科学省初等中等教育局長通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（子どもの自殺が起きたときの調査の指針）」（以下「背景調査の指針」といいます。）に基づく調査が確実に履行されていれば、このような問題は生じなかったと考えられます。</p> <p>こうした経過も考慮されてか、法では、第28条に重大事態への対処についての定めが置かれ、学校・教育委員会による事実関係を明確にするための調査の実施が義務付けられることになりました。</p> <p>しかしながら、それ以降も、いじめを受けた児童生徒の自死事案に対する学校・教育委員会の事後対応の問題が指摘される事例が続いています。</p> <p>本市の学校・教育委員会がそうであったように、背景調査の指針を運用する側の解釈や姿勢次第で、調査が不確かなものになることがあるようです。</p> <p>自死事案も含めた重大事態に際しては、法に基づく調査が学校・教育委員会に義務付けられてはいますが、自死事案にあっては背景調査の指針が今後も掘りどころとなることから、どの学校・教育委員会が運用する場合でも、公平・公正で、遺族に対する説明責任を果たしうる調査であらねばならないと考えます。</p> <p>つきましては、背景調査の指針の内容について、調査内容・範囲・実施期限等を具体化するとともに、国の基本方針に具体的に盛り込んでいただきますよう、ご検討をお願いします。（現行では、引用した上で「参考とする」との表記にとどまります。）</p> <p>このことにより、地方公共団体における地方の基本方針への反映が促され、全国画一的に背景調査の質の担保を図ることができると考えます。</p> <p>なお、自死事案の調査に関する運用のガイドラインである背景調査の指針がそうであるように、法や国の基本方針の細目として位置づけるべき事項が他にある場合には、事項ごとにガイドラインを定めていただきますよう、ご検討をお願いします。</p> <p>（H27.3.31）</p>	<p>重大事態の認定については法第28条第1項各号に概括的な規定はありますが、具体的な解釈は各学校あるいは各教育委員会に委ねられています。重大事態に該当するか否かにより調査の要否が決定される関係にあるため、いじめ事案の調査の前提として重大事態に該当するか否かの判断は極めて重要な意味を持っています。しかし、各学校あるいは各教育委員会は重大事態について必ずしも客観的な判断基準を持っているわけではなく、被害者がいじめ行為又は被害を否認した場合には重大事態の認定を差し控えるなど学校及び教育委員会の判断が合理性を欠く場合も少なくありません。いじめの定義規定は条文上明記されていますが、重大事態に関する判断基準を明示する規定はありません。そのため、学校及び教育委員会がいじめ行為を認定した場合であっても、被害を十分に把握しない限り重大事態としての認定はなされず、その結果として潜在的に深刻な被害が発生している事案でも重大事態としての調査が実施されない場合があります。現に岩手県矢巾町の事案では、いじめ行為による被害が客観的に発生していたにもかかわらず、現場教職員の判断で被害の把握が不十分となった結果、重大事態の認定がなされず、生徒の自死を未然防止できなかったという問題が発生しました。いじめ行為の定義規定と並んで、重大事態の認定に資する客観的な判断基準を何らかの形で明示する必要があると考えられます。</p> <p>また、法第28条に基づく重大事態に関する調査を開始する時期については明文上「速やかに」と規定されていますが、実際には重大事態に相当する事態を学校及び教育委員会が把握しながら、調査を開始するまで1年以上の期間を要しているケースも現に存在します。調査が相当期間を経過してもなお開始されない場合、被害者側から学校又は教育委員会に対して速やかな調査開始を請求することができるような規定を追加することも検討をお願いします。</p> <p>なお、法第28条第1項に基づく調査の実例として、第三者調査委員会を設置するケースも見られますが、その運用上の問題点も次第に明らかになってきました。重大事態に認定されたケースで、加害者によるいじめ行為を疑うべき事情が具体的に存在するにもかかわらず、調査委員会が加害者に対する聴き取りを実施しないで報告を取りまとめるといったケースも実際に存在します。重大事態に対する調査でありながら単なる外形的な調査のみ実施し、いじめの実態解明と再発防止に向けて積極的な調査に踏み込まない事例が相次ぐような事態になれば、本条の趣旨目的は完全に没却されます。実質的な内容を伴う充実した調査活動を実施することは本条項の趣旨に照らし当然のことであると考えられますが、実際に運用されている第三者調査委員会には本条項の趣旨を没却するような表面的な活動に終始する例もあることを念頭に、本条項に基づく調査の効果的実施に必要な事項の検討が必要であると考えられます。</p> <p>このほか、学校や教育委員会、自治体による一方的な調査とならないよう、保護者の同意、説明を必ず行わせるよう配慮することが必要であります。</p> <p>また、学校や教育委員会の積極的な調査協力（資料の提供、聞き取りへの協力）の必要性を明確にする必要があると考えています。</p>

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
	<p>総務省の実地調査結果を踏まえ、重大事態として判断を行為規定として明確にするとともに、報告書の作成を義務付ける必要があると考えます。</p> <p>また、いじめにより「児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた」疑いがある場合には、重大事態として取り扱うこととされている。いじめがあったこと・それが重大な被害につながったことがそれぞれ疑われる場合には、重大事態として調査を行う必要があるところ、その徹底が各自治体で図られていないものと思料されます。</p> <p>については、これらの課題を解消するため、法第28条を次のように改正することをご検討ください。</p> <p>【案】</p> <p>第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等に次に掲げる事態が生じた場合には、速やかに、必要な情報を共有するとともに、これを重大な事態（以下「重大事態」という。）として認定するものとする。</p> <p>（1）いじめを受けたと思われる児童等が、いじめを受けたことにより生命、心身又は財産に重大な被害を受けた疑いがあると認めるとき。</p> <p>（2）いじめを受けたと思われる児童等が、いじめを受けたことにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の認定を行ったときは、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>3 学校の設置者又はその設置する学校は、第1項の調査を終えたときは、調査結果報告書を作成しなければならない。</p> <p>（H30. 11. 19）</p>	<p>（追記）</p> <p>生命心身財産重大事態や不登校重大事態が発生した場合には、学校は即座に設置者に報告するとともに、設置者は14条組織及び22条組織、教育長を通じて地方公共団体の長に総合教育会議を通じて報告することを義務とし、学校自らがその重大事態の端緒を判断するのではなく、14条組織、22条組織、設置者の判断を仰いで対応する。不登校重大事態は国の基本方針の「年間30日を目安とする」との30日ルールが適用されている学校が多いが、例えば3日以上理由なく連続して欠席する場合などは、児童の状況を教師自ら家庭訪問するなどして確認し、問題があると認識できれば30日を待たずして重大事態の認定、いじめやいじめ以外の状況であったとしても早期発見に努めるよう義務化して頂きたい。これらの対応の遅れから失わずに済んだ児童の生命や、調査開始の遅れがたびたび起っている。</p> <p>生命心身財産重大事態（特に自死）が起きた際にそれがいじめ防止対策推進法の28条にあたるか否かが判断できずに調査委員会が立ち上がらなかったり（北海道）、事件発生後3年後（奄美大島）、6年後（岡山）になって初めて調査委員会が立ち上がるような状況が起きている。</p> <p>いじめだけでなく、教師によるパワーハラスメント（叱責や体罰）が原因と疑われる事案でも28条事態として調査されることを希望いたします。</p> <p>第3者調査委員会に対して学校及びその設置者に対する調査権限を付与して頂きたい。第3者調査委員会からの資料請求があればその申し立てを拒むことが出来ないよう法文上に明記して頂きたい。生徒指導日誌や学年会議録、22条組織の会議録などがなければ学校はその設置者のいじめ防止対策が適切に行われていたか否かを検証することが出来ず、安全配慮義務違反があったのか否かの判断を阻害する。現に北海道の事案や奈良県橿原市の事案でも学校がアンケートや会議録を破棄していた。</p>
<p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p>		<p>（追記）</p> <p>端緒の判断を学校にまかせっきりせず、すべての組織が連携して判断すべきと考えます。（14条組織、22条組織、設置者、総合教育会議等）</p>
<p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>		<p>（追記）</p> <p>端緒の判断を学校にまかせっきりせず、すべての組織が連携して判断すべきと考えます。（14条組織、22条組織、設置者、総合教育会議等）</p>
	<p>学校の設置者又はその設置する学校が、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事前説明や理解を得る作業を行うことなく、調査に着手することがないよう、調査を前に、組織や調査に関する必要な情報を提供すること、理解を得るよう努めることを義務付けることが必要と考えます。</p> <p>法第28条第1項の次に次のような1項を加えることをご検討ください。</p> <p>【案】</p> <p>○ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による組織を設けて調査を行うときは、あらかじめ、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該児童等及びその保護者の知る権利に資すると認められる当該組織及び調査に関する必要な情報を適切に提供し、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>（H30. 11. 19）</p>	

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p>	<p>法第28条第2項のいじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供については、法において保護者の知る権利を規定するとともに、アンケートの開示を含む保護者に対する積極的な情報開示及び調査過程への保護者の参加についても、法又は法に基づく文部科学省の指針等において、より具体的に規定すべきと考えます。 (H25.6.18) 提供を可能とする情報の範囲について具体性を欠く定めであることから、規定の趣旨を没却するような消極運用が定着しないよう、提供する情報の範囲を省令に委任するなどして、法令においてその具体化を図っていただきたく、ご検討をお願いします。 (H27.3.30)</p>	<p>学校の設置者又は学校は、法第28条第1項に基づく調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものと規定されていますが、各自治体が制定している個人情報保護条例など関係諸法令との関係性が不明確であります。そのため、個人情報として収集された調査結果等を、被害者等の各関係者に対して開示、提供する具体的な根拠として本条項を援用することが難しい状況にあります。これを被害者側から見れば、重大事態に関する調査が実施された場合であっても、当該調査に基づき確認された事実関係について適時適切に情報提供を受けることができるとは言いきれない不安を残す結果となります。被害者には、調査に基づき確認された情報を適切に受領することができる法的地位あるいは法的権利が保障されるべきであり、他方で加害者に関しても、いじめ行為あるいはその結果に向き合い反省を深める契機とするなど一定の教育目的から適切に情報提供の必要性があります。各当事者に対して学校及び教育委員会が適時適切な情報提供を行うべく、当該個人情報の開示、提供が関係法令上可能となるよう、本条項の明確な位置づけ、関係法令との関係等、必要な事項について明確な規定が必要と考えます。</p> <p>(追記) 報告書の作成の義務化が必要と考えます。 報告書の作成内容はガイドラインにて具体的に明示する。 被害を受けた児童等及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供できるよう、「適切」の在り方と「情報開示」の範囲を具体的にガイドラインにて明確にして頂きたい。特に「情報開示」においては個人情報保護法と各自治体の条例に阻害されて被害を受けた児童等及びその保護者に適切に提供されていない。学校の設置者又は学校から適切に情報提供をして貰えないとの被害を受けた児童等及びその保護者から申し出があった場合の救済措置をご議論頂き本文上に明記して頂きたい。</p>
<p>3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>	<p>重大事態の調査では、学校又は学校の設置者は調査の客体となり得るため、特に、学校が組織を設ける場合には、第三者の関与は欠かせないと考えます。 法第28条第1項に基づく第三者機関については、公正性・中立性が確保される調査となる機関でなければならないことから、委員の選任等に当たっては、公正、中立な第三者により組織しなければならないことを明記する、次のような1項を加えることをご検討ください。 【案】 4 第1項の組織には、中立で公正な調査とするため、専門性を有し、かつ、学校又は学校の設置者と利害関係のない第三者によって構成されなければならない。 (H30.11.19)</p>	<p>(追記) 上記第2項同様</p>
<p>(国立大学に附属して設置される学校に係る対処) 第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。</p>		<p>(追記) 国立大学に付属して設置される学校においても公立学校同様にいじめ対策における防止対策が適切に行われているかを管理・監督・監査が出来る組織を国立大学法人以外に設けることが望ましいと考えます。それが無理な場合は文科省内に専門の組織を設けて頂きたい。中部地方の国立大学附属小学校であったいじめ問題の場合、長期にわたっていじめ被害を学校側に申し立てをしても何等対応しなかった学校がありました。国立大学附属校に通学する児童の救済措置がないのでご議論お願いいたします。</p>
<p>2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p>		
<p>3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
<p>(公立の学校に係る対処) 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</p>		
<p>2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p>	<p>【再掲】 (重大事態への対処につきましては、) 法第28条に基づく調査が原則であり、附属機関による調査が二次的かつ任意的なものとされています。しかし、本市の大きな反省としては、平成23年の事件について、当該学校及び教育委員会の調査が不十分であったことがあります。このような反省を踏まえれば、重大事態については、法第30条第2項に定められる附属機関、すなわち外部の専門家で構成される第三者機関による調査を義務付けるべきであります。また、迅速かつ十分な調査を可能とし、調査が重複することによる子どもの負担(複数の聴き取り等)を避けるためには、かかる第三者機関による調査を二次的なものではなく、重大事態発生後に直ちに行う一次的な調査として位置づけるべきであります。外部の第三者機関の設置に際して、委員の選任等において公正性・中立性が確保されなければならないことについても、法又は法に基づく文部科学省の指針等において規定されるべきであると考えます。 (H25.6.18) 法第30条第2項の再調査に限らず、法第28条第1項の調査についても、地方公共団体の長が実施主体となることができるよう、法に規定を設けることについて、ご検討をお願いします。 (H27.3.30) 調査機関の委員は、公平性・中立性が確保されていることが必要となります。本市では、その委員について、本市と利害関係を有しないものの中から、いじめを受けた児童等の保護者と協議の上、市長が委嘱すること、さらに、委員の半数以上は、当該保護者の推薦する者の中から委嘱することを規定した「大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例」を本年4月に施行しましたので、国の基本方針及びガイドライン改定のご検討の参考にしていただくなどして、調査機関の公平性・中立性が確保できるよう、ご検討をお願いします。 (H30.11.19)</p>	<p>本条項に基づく調査は、法第28条第1項に基づく調査を前提とするものでありますが、原則的には「調査の結果について調査を行う」ものであることから、調査対象は法第28条第1項の調査により得られた結果に限定されると解釈することができます。ただし、第一義的に実施されるべき法第28条第1項の調査との関係で副次的な位置づけというにとどまらず、積極的な調査を実施する余地も解釈上は残されています。地方公共団体の長が設置する附属機関の調査が学校及び教育委員会の所管事項に対して無制限に及ぶと解することは教育行政の中立性、独立性という観点から全く問題がないわけではありませんが、関係機関の理解と協力を得ることができれば理論上、かかる調査について全面的に不可能と解すべき理由はありません。現行の規定上、法第30条第2項の調査が及ぶ範囲は限定的に解される余地を残していますが、学校及び教育委員会その他関係機関の理解と協力の下、教育行政の中立性を害しない限度で地方公共団体の長が設置する附属機関の調査権限が学校及び教育委員会の所管事項に及ぶ場合があり得ることを注意的に規定すべきではないかと考えられます。 法第28条第1項の調査が不十分のまま終了し、被害者側が結果に不服を申し立てている場合であっても、現行法では地方公共団体の長として「必要がある」と認めない限り法第30条第2項の調査は実施されません。被害者その他関係者からの法第28条第1項の調査結果に対する不服申し立てがあった場合、これに関する再審査という趣旨で法第30条第2項の調査を実施することも十分検討されるべき点であります。現行法では地方公共団体の長が裁量的に必要性を判断することになっていますが、被害者からの不服申し立てに際して必要性に関する事情の疎明があり、その内容に一定の合理性がある場合には、法第30条第2項の調査が必然的に実施されるよう条文を見直す必要があると考えます。 (追記) 被害者から不服申し立てがあれば再調査をしなければならないよう改正して頂きたい。</p>
<p>3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。</p>	<p>法第30条第3項の調査を行った場合の議会への結果報告については、調査結果の全てを報告することは、いじめ事案について広く知られたくないという被害者の心情に鑑みれば、適切ではないと考えます。そこで、個人情報保護や被害者の心情に配慮し、報告する範囲を限定する条文とすべきと考えます。 (H25.6.18)</p>	
<p>4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p>		
<p>5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>		
<p>(私立の学校に係る対処) 第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和三十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。</p>		
<p>2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p>		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。		
4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。		
第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。		
2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。		
3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。		
4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。		
5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。		

いじめ防止対策推進法に係る意見、要望について

いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布 平成25年9月28日施行	大津市からの要望等	遺族からの要望・意見
	<p>法第28条から第32条までの規定に基づく調査組織による情報照会に対し、学校及び学校の設置者に対しては、資料提出及び調査協力を義務付け、その他の関係機関には協力義務を努力義務として義務付けることが望ましいと考えます。</p> <p>第5章（重大事態の対処）に次の1条を加えることをご検討ください。</p> <p>【案】</p> <p>第〇条 第28条から前条までの規定により重大事態の調査のために設けられる附属機関その他の組織（以下この条において「調査組織」という。）は、学校、学校の設置者及び関係する児童等に関する情報を有する機関に対し、重大事態の事実関係を明らかにするために必要な情報を照会することができる。</p> <p>2 前項の照会を受けた学校及び学校の設置者は、当該重大事態に関して取得し、又は作成した文書を調査組織の求めに応じて提出するとともに、調査組織による調査に協力しなければならない。</p> <p>3 第1項の照会を受けた関係する児童等に関する情報を有する機関は、調査組織による調査に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（H30.11.19）</p>	
<p>（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）</p> <p>第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>		<p>（追記）</p> <p>地方教育行政法第50条同様、文部科学大臣は、教育委員会に対して指示できるように改正して頂きたい。地方教育行政法との整合性を保って頂きたい。</p>
<p>第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。</p>	<p>法第34条の義務規定について、義務の主体を明確にすべきであると考えます。</p> <p>（H25.6.18）</p>	<p>（追記）</p> <p>評価する組織主体はどこのか明記して頂き、その組織にいじめ被害を申し立てても適切に対応してもらえない被害者の救済措置を行う権限を付与して頂きたい。</p>
<p>（高等専門学校における措置）</p> <p>第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		
<p>附 則</p>		
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。</p>		
<p>（検討）</p> <p>第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p>		<p>（追記）</p> <p>法改正の検討条件を具体的に頂きたい。3年を経過してから改正について検討に入るのではなく、3年を前にして検討に入らなければ亡くなくてよい児童の命を救えないと考えます。ご議論お願いいたします。</p>
<p>2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。</p>		
<p>理 由</p> <p>いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>		